

# Ready or not, here it comes

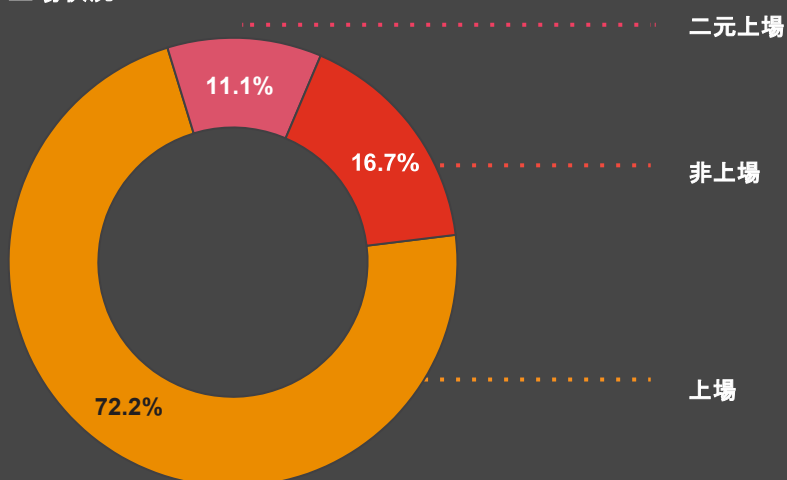
IFRS第17号の移行に係るサーベイ—2021年8月

国際財務報告基準 (IFRS) を適用する全ての保険会社は、2023年1月より新たに適用されるIFRS第17号の影響を受ける。IFRS第17号は、保険責任の評価に大きな変化をもたらし、既存の財務報告とそのオペレーションに大きく影響する。

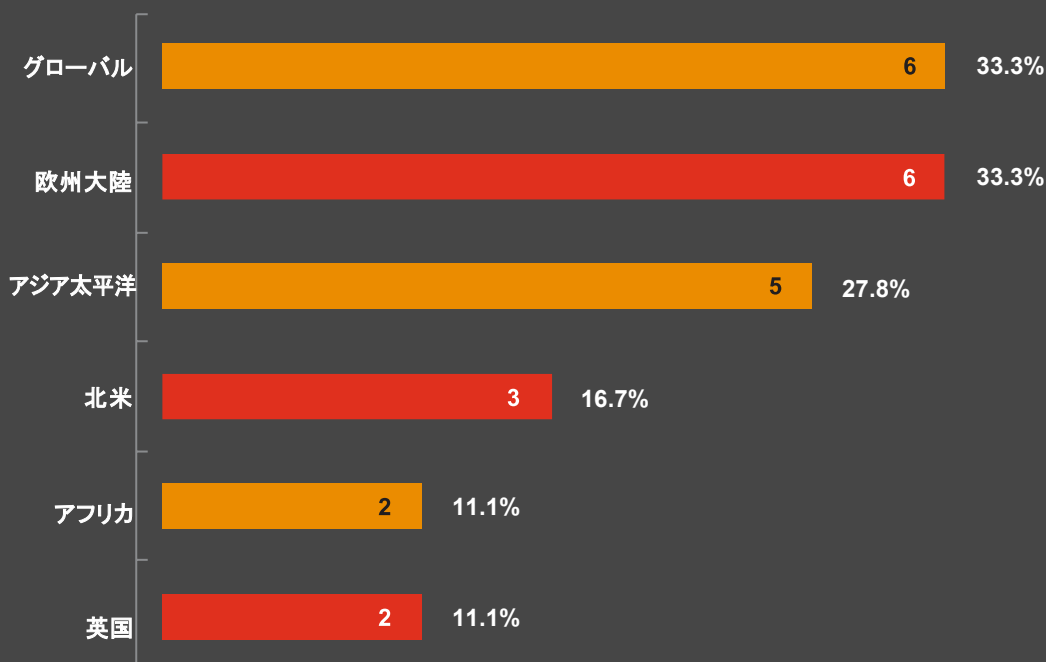
IFRS第17号導入の現在の状況についてさらなるインサイトを得るため、PwCは保険会社を対象として移行に向けた取り組みに関するサーベイを行った。テクニカルアカウンティング、財務インパクト、全般的なプログラムマネジメント、データおよびシステムへの影響に焦点を当てている。このサーベイは2021年4月末から6月初旬に実施され、世界最大級の保険会社を含む18の保険会社が参加した。

## サーベイ回答者に関する情報

上場状況:



主な地理的エリア\*:



\* 18の回答者の中には複数の地域で事業を行っている企業があるため、「グローバル」または1つ以上の地域を主な市場として回答している。

## 主要な結果

本調査結果は、保険会社やその他のステークホルダーが、IFRS第17号への移行に伴う業界の現状や、IFRS第17号の具体的な要求事項に関するマーケットの見通しについてのインサイトを得られ、IFRS第17号の導入に関するより有意義な対話を支援するのに役立つだろう。

このサーベイに含まれる情報と分析は、サーベイ参加者より提供を受けた回答とともに、それらの回答に基づくPwCのコメントを含んでいる。

なお、本資料は、専門的アドバイザーの助言の代替として利用されることを意図したものではない。また、回答者から得られた情報はPwCによって検証されたものではないことを申し置く。



## 1

## 移行アプローチ



## ステータス

回答者の大半は、移行アプローチの最終化に近い(44%)または最終化済み(28%)と示した。保険会社がIFRS第17号への移行時に採用する移行アプローチ(完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチ)は、監査上のフォーカスエリアとなると見込まれる。

## 完全遡及アプローチ

83%の回答者が何らかの形で完全遡及アプローチを適用すると回答し、そのうち17%は完全遡及アプローチを全ての保険契約グループに適用すると回答した。残りの17%の回答者は何年から完全遡及アプローチを適用する可能性があるかに関して明確な見通しは立っていなかった。

回答者83%のうち20%は、主要なポートフォリオについて2016年以前から完全遡及アプローチの適用を開始する可能性があるかと回答した。対照的に、回答者83%のうち40%は、主要なポートフォリオについて2020年以前に完全遡及アプローチを適用すると予定していなかった。完全遡及アプローチを2年間しか適用しない計画である場合、保険会社は早い段階でプロフェッショナルアドバイザーや監査人と協議したほうがよい可能性がある。

回答者83%のうち27%は、契約開始時から完全遡及アプローチを適用すると回答した。これは例えば、回答者が主に保険料配分アプローチ(PAA)を適用する場合である。

特定のポートフォリオに完全遡及アプローチを適用できない見込みと回答した回答者に共通の理由は、主に次のとおりであった。

- データが欠落しているか当該情報の再構築が実務上不可能
- 事後的判断(hindsight)を用いることなく完全遡及アプローチを適用できない
- 当該時点で利用可能な他の見積もりから客観的に区別できない

保険会社が情報の再構築が実務上不可能だったとの主張を裏付けるために監査人に提供するエビデンスは、監査上のフォーカスエリアになる可能性がある。

## 修正遡及アプローチ

28%の回答者が、修正遡及アプローチを適用しないと回答した。

修正遡及アプローチのもとで最も多く適用が見込まれる修正は次のとおりであった。

- 移行日における保険契約グループの決定
- 発行日が1年超離れた契約を同一グループに含める
- 当初認識日におけるリスク調整と将来キャッシュ・フローの見積もり

修正遡及アプローチを適用する回答者の多く(82%)は、完全遡及アプローチを適用できない場合、公正価値アプローチを使用するのではなく、10年超の期間にわたり修正遡及アプローチを適用すると見込んでいた。これは、認められている修正が、かなり昔の期間に係る修正遡及アプローチの適用を可能にしていることを示唆している。さらに、修正遡及アプローチの適用による財務インパクト(将来の利益またはIFRS第17号の資本ポジションへのインパクト)は、公正価値アプローチと比較して、修正遡及アプローチの適用の関連するコストと負荷を正当化すると結論付ける可能性がある場合がある。

## 公正価値アプローチ

3分の1の回答者が、公正価値アプローチを適用しないと回答した。

公正価値アプローチを選択した理由のうち主なものは、データの利用可能性や修正遡及アプローチの適用に関連したコストや労力であった。一般に、公正価値アプローチには、修正遡及アプローチにおけるデータの収集やクレンジングおよび遡及計算の実行に関連したチャレンジが存在しない。

公正価値アプローチを適用するほとんど全ての回答者(92%)は、各契約グループが契約上のサービス・マージン(CSM)を創出すると予想していると示唆した。公正価値アプローチを適用する回答者のうち約50%は「大きい(sizable)」CSMを予想しており、約42%は「小さい(marginal)」CSMを予想していた。

公正価値アプローチを適用し公正価値と履行キャッシュ・フローに差額が生じる主因について自社の見解を有している回答者のうち44%は、その主因は明示的な利益マージンと回答した。市場参加者は、保険契約を引き継ぐ時(すなわち、他の保険会社の負債を履行する必要が生じる時)には利益マージンを要求すると予想されるため、IFRS第17号の履行キャッシュ・フローより大きな金額を要求すると見込んでいる。したがって、公正価値アプローチに基づけば移行時にCSMが存在すると予想される。



## 2

### 戦略的意思決定



将来利益とIFRS第17号の資本ポジションは、移行日における尺度として両者とも同等に重要と見られている。回答者は、当該組織のIFRS資本ポジションおよび恐らく結果としての配当支払能力に不利な影響がない限りにおいて、移行日における将来利益に焦点を当てるべきと考えているようである。

回答者の3分の2は、移行アプローチの再検討を予定していなかった。

どの移行アプローチを選択するかは決定は、多くの場合連結グループの報告レベルでなくビジネスユニットの報告レベルで行われるようであった。

修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用する回答者の47%は、契約グループや契約ポートフォリオごとに適用するアプローチを検討している。回答者の47%は、全ての保険契約グループに対して単一の移行アプローチを適用することを選択していた。後者のグループは、データの利用可能性などのさまざまな要因を考慮する必要がある(移行アプローチは契約グループ間で異なる可能性がある)。

保険契約負債の測定に係る割引率の導出については顕著な多様性があった。契約グループごとのカーブ、契約ポートフォリオごとのカーブ、通貨ごとのカーブ、ビジネスユニットごとのカーブを算定する予定とした回答者が存在した。

## 3

### 数値への影響



インパクトアセスメントを作成したかという質問に対し、全ての回答者は既に完了していると回答し、その多くはインパクトアセスメントを再度行うことを予定していた。定期的にインパクトアセスメントを再実施/再評価しないと、分析が古くなるおよび/または不完全になるリスクがある。

回答者は、実施した多くのインパクトアセスメントがそのポートフォリオの全てまたは大部分をカバーするものであると回答した。

## 4

### テスト/ 開始残高



回答者の3分の2は次のように回答した。

- 既に少なくとも1回はテストランを行った。これはIFRS第17号の導入に係る進捗のポジティブな示唆である。さらにその半数は、2回から3回のテストランを行っているが、どの回答者もIFRS第17号の全ての側面をカバーしたものではなかった。
- テストランのアウトプットの大部分は、BS(92%)、PL(83%)およびIFRS第17号の主要な開示項目(58%)で構成されていた。これは、これらの回答者が移行に向けた工程をかなり進んでいることを示しており、結果を分析し、必要に応じてシステムをさらに調整し、会計方針を検討して決定する時間を有している可能性が高い。テストランを実施した回答者の42%は、テストランの一部として連結財務諸表を作成したと回答した。

回答者の約33%は、テストランをまだ実施していないと回答した。

回答者の大部分が、2021年(56%)および/または2022年(67%)にテストランを実施する予定だと回答した。

## 5

### 移行による影響 の開示



回答者の半数以上(56%)は、IFRS第17号への移行の影響の開示(IAS第8号に基づく開示)をいつ開始するかの計画があると回答した。開示を計画している回答者のうち大部分(70%)は、2022年の財務諸表における開示を予定していた。これらの情報は、2022年に利用可能となるため、アナリストは、IFRS第17号の影響を発効日前に調査し理解する機会がある。

半数以上の回答者(56%)が、移行日後いつ開始財政状態計算書に係る情報を開示するか、および発効日後いつ比較包括利益計算書に係る情報を開示するかについて明確な見解を持っていた。開始財政状態計算書の情報を開示する予定の回答者の多く(50%)は、移行日後12カ月から15カ月(すなわち、暦年決算企業であれば2022年第4四半期または2023年第1四半期)の間に開示すると回答した。比較包括利益計算書の情報を開示する予定の回答者の多く(60%)は、発効日後3カ月から6カ月(すなわち、暦年決算企業であれば2023年の第1四半期または第2四半期)の間に開示すると回答した。

## 6

### ナレッジの共有



回答者の72%は、重要な論点や進捗を共有し合う外部のテクニカルフォーラムに出席していると回答した。

回答者の3分の1は、新たなKPIおよび/または投資家へのメッセージを検討するために保険会社によって組成された専門的なワークストリームに参加していると回答した。一部(28%)はそのような団体に参加しておらず参加する意思もないと回答したが、39%は参加したいと回答した。

テクニカルフォーラムへの参加は、同業他社と連携し保険会社間の比較可能性を高める方法の1つである。このようなグループに参加することは、経営者の主要な決定事項を伝え、それらが同業他社の検討内容に沿っているかを確認するのに役立つ可能性がある。

<h1>7</h1> <p>準備状況</p> 	<p>IFRS第17号とIFRS第9号の導入に向けた工程を完了していると答えた回答者はいなかった。大部分は「システム構築およびテスト」のフェーズにいた。回答者の3分の2は、IFRS第17号の導入に係る活動を一部完了していると回答した。回答者の22%は、IFRS第17号の適用に必要な活動の大部分を完了したと考えている。少数の回答者(11%)は、まだ「計画とデザイン」のフェーズにいと回答した。</p> <p>全ての回答者は、発効日に間に合うには漸進的努力(Incremental effort)が必要と予想している。回答者の大半(56%)は、導入を完了させるには依然として「相当な漸進的努力(Substantial incremental effort)」が必要と回答した。残りの回答者は、依然として「中程度の努力(Moderate effort)」が必要と回答した。漸進的努力には、とりわけ、リソースやデータの利用可能性や関連する活動や関連するシステムの準備が含まれる可能性がある。</p>
<h1>8</h1> <p>プログラム マネジメント</p> 	<p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、大部分の回答者(83%)のIFRS第17号の導入に影響を与えた(遅延や追加コストを含む)。</p> <p>回答者の83%は、IFRS第17号の導入に従事している個々の従業員の疲弊を懸念していた。残りの回答者は、状況に注視してはいたものの、この論点について明確な認識は持っていなかった。懸念は主にスタッフ不足、導入に係るコスト(予算制約を含む)、厳しいタイムライン、ウェルビーイングおよびより直近ではCOVID-19のパンデミックによるリモートワークと健康を始めとした影響にあった。</p> <p>回答者の39%は、取締役会のメンバー(Executive board members)がIFRS第17号プログラムに係る定期的な会議(月次/四半期)で関与していると回答し、56%は取締役会のメンバーは必要に応じて関与していると回答した。</p>
<h1>9</h1> <p>データ収集</p> 	<p>少数の回答者(11%)は、データ収集やクレンジングに係る活動を完了したと回答した。依然としてその必要があるとした回答者のうち73%は、必要なデータの収集とクレンジングは1年以内に完了すると回答している。27%は依然として1年から2年を要すると回答した。</p> <p>完全遡及アプローチの適用にあたって入手が最も困難なデータ種類は、経費、キャッシュ・フローおよびリスク調整に関連するデータであった。これらはIFRS第17号による新たなまたは部分的に新たな情報であると予想される(例えば、実績キャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローとの差異や契約グループレベルなどのより細かなデータ要求)。</p> <p>修正遡及アプローチの適用においても入手が最も困難な情報は、キャッシュ・フローおよび経費に関する情報であった。</p>
<h1>10</h1> <p>IT/システム</p> 	<p>回答者の3分の1は、発効日までの期間においてIFRS第17号の導入による会計上の影響を評価する方法として、将来使用予定のシステム<sup>1</sup>を使用すると回答したが、56%はシステム以外(例えば、表計算ソフト)を使用すると回答した。</p> <p>回答者の大部分(78%)は、開始財政状態計算書と比較情報を総勘定元帳で作成する予定であると回答した。その回答者のうち71%は1つの総勘定元帳を管理すると回答し、残りの29%は2つの総勘定元帳を管理すると回答した。</p> <p><sup>1</sup>ここで言う「将来使用予定のシステム」とは、IFRS第17号が導入された後に「通常業務」において使用されると見込まれるシステム(すなわち「暫定的な解決策」または「応急措置」でないシステム)を意味する。</p>
<h1>11</h1> <p>内部統制</p> 	<p>キーコントロールのテストを開始する時期については、見通しを持っている回答者のうち46%が2021年と回答し、31%が2022年と回答した。回答者全体のうち28%は明確な見通しがたっていないと回答している。</p> <p>内部統制のデザイン、実装およびテストの実施は、複雑で時間を要する可能性があり、可能な限り早く検討するべきである。</p>

# 12

## 監査人の関与



回答者の半分は、テクニカルアカウンティングペーパーについて、協議は完了していないものの全て外部監査人と共有済みであると回答した。テクニカルアカウンティングペーパーが共有され技術的な協議が行われていることは前向きな進展となる。

回答者の半分は、テクニカルアカウンティング以外の領域において現在まで監査人を関与させていないと回答した。一部の回答者は、発効日後の財務諸表の監査に関する他のさまざまなトピックについても監査人を関与させていると回答した。

# 13

## 組織への インパクト



IFRS第17号の導入プログラムを組織にさらに広める取り組み(例えば、通常業務に移行した後にIFRS第17号の計算を行う個人を関与させる)の開始時期について見通しを持っている回答者の過半数(53%)は、既に開始していると回答した。一部の回答者は、そのような活動をいつ行うか明確な見通しが立っていないと回答している。

移行計画の一部として、IFRS第17号の導入により影響を受ける可能性のある役割・責任を有している個人の能力を向上させることは重要である。

回答者の33%は、IFRS第17号について発効日後完全に安定するのまでどの位かかるかについて見通しが立っていないと回答した。見解を有する回答者のうち、8%は発効日後1年内、50%は2年内、42%は3年内と回答した。

## 詳細なレポート

サーベイの提示した44の質問と各トピックエリアの結果とコメントを含む詳細なレポートについては、貴社のPwCのお問い合わせ先にご連絡ください。

## お問い合わせ先

Alex Bertolotti

Partner  
Head of IFRS,  
PwC UK

T: +44 7525 299263  
E: alex.bertolotti@pwc.com

Leslie Vermaak

Director  
IFRS 17 Transition co-leader,  
PwC Netherlands

T: +31 88 792 51 19  
E: leslie.vermaak@pwc.com



## 日本のお問い合わせ先

PwC Japanグループ  
[www.pwc.com/jp/ja/contact.html](http://www.pwc.com/jp/ja/contact.html)



小玉 聡

パートナー

PwCあらた有限責任監査法人  
保険アシュアランス部

PwC Japanグループ IFRS第17号「保険契約」リーダー

宇塚 公一

パートナー

PwCあらた有限責任監査法人  
保険アシュアランス部

PwC Japanグループ 保険インダストリーリーダー

鈴田 雅也

パートナー

PwCあらた有限責任監査法人  
保険アシュアランス部

チャイ ミンウェイ

パートナー

PwCコンサルティング合同会社  
金融サービス

[www.pwc.com/jp](http://www.pwc.com/jp)

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約9,400人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界155カ国に及ぶグローバルネットワークに284,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2021年6月に発行した『Ready or not, here it comes: IFRS 17 Transition Survey – 3 August 2021』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 [www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership.html](http://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership.html)

オリジナル(英語版)はこちらからダウンロードできます。 [www.pwc.com/gx/en/industries/financial-services/publications/ifrs-17-transition-survey-august-2021.html](http://www.pwc.com/gx/en/industries/financial-services/publications/ifrs-17-transition-survey-august-2021.html)

日本語版発刊年月：2021年10月 管理番号：I202108-10

©2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.